

ICJ 訴訟参加手続の最近の利用に関する一考察： 訴訟参加手続の積極的利用を通じたジェノサイド条約体制の発展可能性

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 一橋大学大学院法学研究科 公開日: 2025-12-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 毛利, 陽人 メールアドレス: 所属: 一橋大学
URL	https://doi.org/10.15057/0002061586

ICJ訴訟参加手続の最近の利用に関する一考察

——訴訟参加手続の積極的利用を通じた ジェノサイド条約体制の発展可能性——

毛 利 陽 人*

- I はじめに
- II ICJにおける訴訟参加手続
- III 近年の手続利用事例
- IV 訴訟参加手続の利用が増加した要因
- V 訴訟参加を通じたジェノサイド条約体制の発展可能性
- VI おわりに

I はじめに

近年、国際司法裁判所（以下、ICJ）における訴訟参加手続の利用が急増している。この手続はICJの前身である常設国際司法裁判所（以下、PCIJ）の時代から存在していたにもかかわらず、従来はほとんど利用されていなかった。しかし、2022年から本稿執筆時点までのわずか3年でのべ68回も同手続利用の申請・宣言がなされており¹⁾、うち1回を除く67の宣言・申請が集団殺害罪の防止および処罰に関する条約（以下、ジェノサイド条約）の解釈に関連している²⁾。本稿はこの点に着目する。はじめに、ICJにおける訴訟参加手続（II）と近年の手続利用事例（III）を確認したのち、次の2点について検討する。第1に、ICJ

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第24巻第3号 2025年12月 ISSN 1347-0388
※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

1) 同一国が同一事件における1つの手続段階において複数の参加手続を利用した場合（前述の62条参加申請および63条参加宣言を同時に行った場合）は1回と数えている。また複数国による共同参加宣言はその参加国の数だけカウントしている（例えば6カ国による共同参加宣言は6回と数える）。

の訴訟参加手続の利用が急増している要因について、従来国家が訴訟参加を躊躇ってきた要因が消滅あるいは変質したこと、ジェノサイドの禁止という強行規範(*jus cogens*)に違反するおそれのある行為について、国家が国際連合(以下、国連)の制度枠組のもとで当該行為を行なったと思われる他の国家を非難する有用な政治的手段と見なされたこと、ジェノサイド条約の実施およびその一体性確保に締約国が法的利益を有しており、さらには条約実施のために訴訟参加する責務を負っているとの認識が生まれつつあることを説明する(IV)。第2に、こうした訴訟参加手続の利用がジェノサイド条約体制の発展に貢献する可能性について検討する(V)。ICJの争訟手続に参加することで、参加国は一定の拘束力に服するリスクを負うと同時に、ICJにジェノサイド条約の新たな解釈(以前のICJ解釈の変更を含む)を提示し、自らの望む条約解釈をより確固たるものにする機会を得ることができる。これは、他の主要な国連人権条約とは異なり条約の有権的解釈を行う独自の機関を欠くジェノサイド条約において、条約解釈が詳らかになり、あるいは発展するために、第三者的で法的専門性ある機関としてICJが非常に重要な地位を占めること、および締約国が見解を示すことでその解釈が規範的正統性を帯びることを担保する。近年の非被害国を原告とするICJ訴訟形態(現代型訴訟あるいは客観訴訟)と一体になって、訴訟参加手続はICJを通じたジェノサイド条約の実施および発展を支える制度と評価できるだろう。

II ICJにおける訴訟参加手続

3以上の国家が関与する多国間紛争を司法的に取扱う方法の1つとして、ICJは、裁判所の許可に基づく利害関係国の参加(ICJ規程62条)と条約の解釈が問題となる場合の締約国の参加(同63条)の2つの手続を設けている³⁾。両手

2) ICJのHPを参照(<https://www.icj-cij.org/cases-by-phase/intervention?language=en>)。ジェノサイド条約に関連しない訴訟参加として、サポディーラ・ケイズ(Sapodilla Cayes)の領有権に関するベリーズ対ホンジュラスの訴訟にグアテマラが参加申請(規程62条)を行っている。Sovereignty over the Sapodilla Cayes/Cayos Zapotillos(Belize v. Honduras), Application for permission to intervene submitted by Guatemala (1 December 2023)。なお、本稿のオンライン資料の最終閲覧日はすべて2025年10月4日である。

続は「許可方式の参加」と「権利方式の参加」などと称されることもあるが⁴⁾、本稿ではそれぞれ「62条参加」「63条参加」と呼ぶことにする。63条参加は1899年および1907年の国際紛争平和的処理条約、62条参加はPCIJ規程の作成段階でそれぞれ導入されており、わずかな修正を経てICJ規程に引き継がれた⁵⁾。ICJ規程62条および63条はそれぞれ次のように規定する。

62条

- 1 事件の裁判によって影響を受けることのある法律的性質の利害関係をもつと認める国は、参加の許可の要請を裁判所に行うことができる。
- 2 裁判所は、この要請について決定する。

63条

- 1 事件に關係する国以外の国が当事国である条約の解釈が問題となる場合には、裁判所書記は、直ちにこれらのすべての国に通告する。
- 2 この通告を受けた各国は、手続に参加する権利を有するが、この権利を行使した場合には、判決によって与えられる解釈は、その國もひとしく拘束する。

62条参加を試みる国家は、裁判所の判決により影響を受ける可能性がある法律的性質の利害関係を持つことを証明する必要があり、その利害関係は一般的な懸念では足りず、「明確な特定化」が要求される⁶⁾。ICJ規則（以下、規則）81条5項（2024年6月改正、旧2項）は、62条参加申請国に対して、申請状に(a) 法律的性質の利害関係、(b) 参加の明確な目的、(c) 原当事国との間の管

3) 杉原高嶺『国際司法裁判制度』（有斐閣、1996年）299-301頁。

4) 同上、301頁。

5) 小田滋「国際司法裁判所における第三国の訴訟参加」『国際法外交雑誌』84巻1号（1985年）1頁、1-26頁。Shigeru Oda, "Intervention in the International Court of Justice: Articles 62 and 63 of the Statute," in Rudolf Bernhardt, Wilhelm Karl Geck, Günther Jaenicke, Helmut Steinberger (eds.), *Völkerrecht als Rechtsordnung, internationale Gerichtsbarkeit, Menschenrechte: Festschrift für Hermann Mosler* (Springer-Verlag, 1983), p. 629, pp. 629-639.

6) *Land, Island and Maritime Frontier Dispute (El Salvador/Honduras), Application to Intervene, Judgment, I.C.J. Reports 1990*, p. 92, p. 118, para. 62.

轄権の基礎を記載するよう求めるが、(b) (c) が参加の要件として設定されたものかどうかは必ずしも明確ではなく⁷⁾、国家が非当事者（non-party）として参加する場合には原当事国との間の管轄権のリンクは不要であると考えられている⁸⁾。

63条参加は、参加を求める国家が自ら締約する条約の「当然の守護者（natural guardians）」であるという想定に基づく⁹⁾、国際裁判に特有の参加形態である¹⁰⁾。同条2項が明言するように、63条参加は条約締約国としての「権利」であって、裁判所の確認的判断は受けるものの特別の許可を要さない¹¹⁾。規則84条5項（2024年6月改正、旧2項）は、参加宣言中に条約締約国であることの基礎や問題と考える条文の特定とその解釈を示すよう求めるが、62条参加では要求される特別の利害の立証も原当事国との管轄権のリンクも不要である¹²⁾。63条参加国は判決の解釈に拘束されるが、この拘束力は規程59条（いわゆる既判力）との関係で検討を要する（Vで詳述する）。

62条参加と63条参加はそれぞれ一般的参加と特殊的参加と呼ばれて区別されることがある。コルブ（Robert Kolb）によれば、62条参加が不特定の法的利益の保護を目的とする一方、63条参加は多数国間条約の解釈というより特殊な目的を掲げており、条約締約国であることから本質的に第三国としての法的利益が導かれるのである¹³⁾。ただし、62条参加と63条参加が多くの共通点を備えていることもまた重要である。訴訟参加手続はある国家の法的利益について議論を進める手段、言い換えれば一種の自己防衛手段であり、その利用は自発的である。

7) 杉原『前掲書』（注3）310頁。

8) 同上、316頁。小田「前掲論文」（注5）34頁。Juliana Valle P. Guerra, "Intervention at the ICJ: Strategic Tool or Procedural Vulnerability?", *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, Vol. 53 (2025), p. 13, p. 15.

9) Alina Miron and Christine Chinkin, "Article 63," in Andreas Zimmermann, Christian J. Tams, KarinOellers-Frahm, Christian Tomuschat (eds.), *The Statute of the International Court of Justice (3rd Edition) : A Commentary* (Oxford University Press, 2019), p. 1741, p. 1742. [hereinafter *ICJ Statute Commentary*]

10) 杉原『前掲書』（注3）302頁。

11) 同上、303頁。

12) 同上、302、304頁。

13) Robert Kolb, *The International Court of Justice* (Hart, 2013), pp. 699–700.

また、訴訟参加は付隨的手続であり、本手続に従属する関係にある。さらに62条参加と63条参加はほとんど同一の手続を共有している（規則81条から86条）¹⁴⁾。

以上、62条参加および63条参加の規定と手続の概要を確認してきたが、両手続がこれまで利用されることとは極めて稀であった。PCIJ期から2022年までの1世紀の間に、62条参加申請は15回、63条参加宣言は8回しか行われず、参加が認められたのもそれぞれ3回ずつだけであった（訴訟参加に対する国家の消極的姿勢についてはIVで検討する）。

III 近年の手続利用事例

冒頭でも確認したように、ICJの訴訟参加手続は2020年以降のジェノサイド条約に関する争訟事件において活発に利用されている。以下では、次章以降の検討の準備として、ジェノサイド条約に関する近時の4つの事件の概要と、そこでの訴訟参加手続の利用状況およびICJの判断について確認する。

1 ジェノサイド条約の主張事件（ウクライナ対ロシア、以下ウクライナ事件）

2022年2月24日、ロシア連邦（以下、ロシア）は「特別軍事作戦」と称してウクライナへ侵攻した。同月26日にウクライナは、ドネツク・ルガンスク両州においてロシアが主張するようなジェノサイド行為を同国が行っていないことの確認などを求めて、ジェノサイド条約9条に基づいてロシアを相手取りICJに一方的に訴訟を提起した¹⁵⁾。同時にウクライナはロシアによる軍事作戦の即時停止などを求めて仮保全措置を要請しており¹⁶⁾、3月16日にICJは、ロシアに対する軍事作戦の即時停止を内容に含む仮保全措置命令を指示した¹⁷⁾。

仮保全措置命令が発出された後、欧米諸国を中心に本件への訴訟参加の動きがみられた¹⁸⁾。欧米を中心とする41カ国と欧州連合（EU）は5月20日の共同声

14) *Ibid.*, pp.698–699.

15) Application instituting proceedings, 26 February 2022.

16) Request for the indication of provisional measures, 26 February 2022.

明において、「ICJにおけるウクライナの試みを支援するためのあらゆる選択肢を探究し、訴訟手続への参加を検討する」と宣言し¹⁹⁾、その後7月から12月にかけて33か国が63条参加宣言を行った²⁰⁾。

ICJは2023年6月5日、参加宣言の受理可能性に関する命令において、ジェノサイド条約9条に留保を付しているアメリカ以外の32カ国について先決的抗弁段階での訴訟参加を認めた²¹⁾。同命令に従い、リヒテンシュタインを除く31の参加国は、ICJ規則86条1項に従い設定された期限内に、参加の主題に関する書面見解を提出した。

2024年2月2日、ICJは先決的抗弁判決を下した²²⁾。ICJは、両国間に紛争が存在することを認めたうえで、この紛争には①ウクライナがジェノサイドを行ったか否か、②ロシアによる武力行使およびドネツク・ルガンスクを共和国として承認したことがジェノサイド条約1条および4条に違反するか否かの2つの側面

17) *Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation), Provisional Measures, Order of 16 March 2022, I.C.J. Reports 2022*, p. 211. 同命令の詳細な分析として、李禎之「【判例研究】ジェノサイド条約におけるジェノサイドの主張事件（ウクライナ対ロシア）（仮保全措置命令・2022年3月16日）」『国際法外交雑誌』121巻4号（2023年）61-70頁。

18) 同上、70頁。

19) Ukraine's application against Russia before the International Court of Justice: joint statement, 20 May 2022, at <https://www.gov.uk/government/news/ukraine-joint-statement-on-ukraines-application-against-russia-before-the-international-court-of-justice>

20) ラトビア、リトアニア、ニュージーランド、イギリス、ドイツ、アメリカ、スウェーデン、フランス、ルーマニア、イタリア、ポーランド、デンマーク、アイルランド、フィンランド、エストニア、スペイン、オーストラリア、ポルトガル、オーストリア、ルクセンブルク、ギリシャ、クロアチア、チェコ、ブルガリア、マルタ、ノルウェー、ベルギー、カナダ・オランダ（共同宣言）、スロバキア、スロベニア、キプロス、リヒテンシュタイン。

21) *Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation), Admissibility of the Declarations of Intervention, Order of 5 June 2023, I.C.J. Reports 2023*, p. 354, pp. 378-379, para. 102. 本命令の分析として、毛利陽人「国際司法裁判所規程63条に基づく訴訟参加制度の機能——ジェノサイドの主張事件（ウクライナ対ロシア）を素材に——」『一橋法学』23巻1号（2024年）、473-490頁も参照。

22) *Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation: 32 States intervening), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2024*, p. 360.

があると述べ²³⁾、①の側面について管轄権および受理可能性を認める一方、②の側面についてロシアの抗弁を認容した²⁴⁾。同判決を見ると、ジェノサイド条約9条の解釈（ジェノサイド行為不存在の宣言判決をICJが示すことができることや裁判所の事項的管轄権）について、裁判所が参加国の見解を確認しつつ判断を下したことがうかがえる²⁵⁾。

先決的抗弁判決後、ICJ書記局は先決的抗弁手続への参加国に対して、本案段階に向けて新たな宣言を提出するか、あるいは以前の宣言を（修正を加えて）維持するかについて提案を行った。これを受け9カ国が新たな宣言を提出し²⁶⁾、14カ国が当初の宣言を維持した（うち8カ国は修正を加えている）²⁷⁾。本案段階における訴訟参加について、ICJからの今後の命令が待たれる。

2 ジェノサイド条約の適用事件

（ガンビア対ミャンマー、以下ロヒンギヤ事件）

ミャンマー連邦共和国（以下、ミャンマー）西部のラカイン州に住むロヒンギヤ民族に対するミャンマー政府の迫害行為がジェノサイド条約の明白な違反であるとして、ガンビア共和国（以下、ガンビア）は2019年11月11日、ジェノサイド条約9条に基づきミャンマーを相手にICJへ訴えを提起した²⁸⁾。2020年1月23日、ICJは全会一致で、ジェノサイド行為の実行を防止するためミャンマーにあらゆる措置を取ることなどを指示する仮保全措置命令を発した²⁹⁾。ガンビアは非被害国であったが、ICJは2022年7月22日の先決的抗弁判決において、

23) *Ibid.*, pp. 395–396, paras. 53–56.

24) *Ibid.*, pp. 422–423, para. 151.

25) *Ibid.*, p. 405, para. 92 and p. 417, para. 134. ただし、特定の参加国の名を挙げてはいない。

26) オーストリア・チェコ・フィンランド・スロベニア（共同宣言）、ブルガリア、エストニア、ドイツ、ポーランド、スペイン。なおポーランドは、62条参加の申請も行なっている。

27) 修正なく宣言を維持したのは、カナダ・オランダ（共同宣言）、フランス、イタリア、ポルトガル、ルーマニアの6カ国である。対して修正をえたのは、オーストリア、デンマーク、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ニュージーランド、スウェーデン、イギリスの8カ国であった。

28) Application instituting proceedings and Request for the indication of provisional measures (11 November 2019), para. 2.

ジェノサイド条約締約国が有する共通利益から、あらゆる締約国は他の締約国の当事国間対世的義務の違反について責任を追及する資格を有しており、責任追及が認められるのは被害者の国籍国に限られないと述べ³⁰⁾、裁判所の管轄権を認めた（客観訴訟³¹⁾）。

ICJ手続が本案段階に入った2023年11月、カナダ・デンマーク・フランス・ドイツ・オランダ・イギリスの6カ国が共同で、またモルディブが単独で、本件への63条参加を宣言した。2024年7月3日の訴訟参加宣言に関する命令で、ICJは、参加宣言に含まれていた、事実あるいは文書の証拠的価値といったジェノサイド条約の解釈に関するものではない争点については考慮しないことに留意しつつ³²⁾、63条参加宣言国の本件への参加を認めた³³⁾。その後、スロベニア、コンゴ民主共和国、ベルギー、アイルランドが63条参加を宣言し、ICJは2025年7月25日の命令でこれら4国の参加を追加的に認めている³⁴⁾。

3 ガザ地域におけるジェノサイド条約の適用事件

（南アフリカ対イスラエル、以下ガザ事件）

2023年10月7日 начавшийся израильской атакой на Газу в рамках Палестины. Всем людям, против которых были совершены эти действия, в соответствии с Конвенцией о предотвращении и наказании преступления геноцида, это противоречит. ЮАР (далее, ЮАР) в том же году 29 декабря, Конвенция о геноциде 9 ст. на основе Исламской Республики Иран.

29) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (The Gambia v. Myanmar)*, Provisional Measures, Order of 23 January 2020, I.C.J. Reports 2020, p. 3, p. 30, para. 86.

30) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (The Gambia v. Myanmar)*, Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2022, p. 477, pp. 515–517, paras. 107–109.

31) 本件が客観訴訟の形をとることについて、玉田大「[判例研究] ジェノサイド条約適用事件 — ガンビア対ミャンマー先決的抗弁判決（国際司法裁判所2022年7月22日） —」『国際法研究』12号（信山社、2023年）193頁、199頁以下を参照。この点はVで再度取り上げる。

32) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (The Gambia v. Myanmar)*, Admissibility of the Declarations of Intervention, Order of 3 July 2024, I.C.J. Reports 2024, p. 729, p. 740, para. 45.

33) *Ibid.*, p. 741, para. 49.

34) Admissibility of the Declarations of Intervention (25 July 2025), pp. 13–14, para. 64.

ルを相手取ってICJへ提訴した³⁵⁾。南アは状況の変化に対応した仮保全措置をたびたび要請しており、ICJはこれまでに3回の仮保全措置命令を発して³⁶⁾、イスラエルに対してジェノサイド行為の防止のために必要なあらゆる措置をとることなどを指示した³⁷⁾。本稿執筆時点ではイスラエルはまだ先決的抗弁を提起していないが、現時点では13カ国が本件への訴訟参加を試みている。11カ国が63条参加を宣言しているほか³⁸⁾、パレスチナとベリーズが62条参加申請と63条参加宣言の両方を行なっている。ただし、パレスチナの訴訟参加については「国」要件（ICJ規程34条）が障害となる³⁹⁾。なお、ニカラグアは最初の仮保全措置命令より早く62条参加を申請していたが、2025年4月、同国は参加申請を撤回している⁴⁰⁾。

4 スーダンにおけるジェノサイド条約の適用事件 (スーダン対UAE、以下スーダン事件)

スーダン共和国（以下、スーダン）は、2023年以降に同国内の準軍事組織である「即応支援部隊（Rapid Support Forces）」がダルフール地域のマサリート

35) Application instituting proceedings and request for the indication of provisional measures (29 December 2023).

36) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel), Provisional Measures, Order of 26 January 2024, I.C.J. Reports 2024*, p. 3; *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel), Request for the Modification of the Order Indicating Provisional Measures of 26 January 2024, Order of 28 March 2024, I.C.J. Reports 2024*, p. 513; *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel), Request for the Modification of the Order of 28 March 2024, Order of 24 May 2024, I.C.J. Reports 2024*, p. 649.

37) 本件仮保全措置に関して、玉田大「パレスチナ紛争と国際司法裁判所：対イスラエル訴訟の意義」『国際問題』No.722（2024年12月）28頁を参照。

38) コロンビア、リビア、メキシコ、スペイン、トルコ、チリ、モルディブ、ボリビア、アイルランド、キューバ、ブラジル。

39) 玉田「前掲論文」（注37）31頁。

40) 撤回の理由として同国は高額な財政的コストを挙げる。See, Stefan Talmon, "Nicaragua Continues ICJ Proceedings Against Germany," *German Practice at International Law, News*, 30 April 2025, at <https://gpiljura.uni-bonn.de/2025/04/nicaragua-continues-icj-proceedings-against-germany/#:~:text=But%2C%20on%201%20April%202025,Iceland>.

(Masalit) 民に対して行ったジェノサイド行為に関して、これを支援したことなどがジェノサイド条約違反であるとして、2025年3月5日、アラブ首長国連邦（以下、UAE）を相手取ってICJに訴訟提起した⁴¹⁾。同時にスーダンは、ジェノサイド条約2条に含まれるすべての行為を防止するためのあらゆる措置をとることなどを求めて仮保全措置を要請した⁴²⁾。スーダンは本件訴訟の管轄権の基礎としてジェノサイド条約9条を挙げたが、UAEは同条について留保を付していたことから、当該留保の許容性が争点となった。結局ICJは仮保全措置命令において、UAEの留保がジェノサイド条約の趣旨目的と両立可能であるため有効であり⁴³⁾、一応の（*prima facie*）管轄権は認められないと判示し、さらに本件を総件名簿から削除した⁴⁴⁾。

仮保全措置命令が出される2週間ほど前の4月24日、セルビア共和国（以下、セルビア）が本件への63条参加を宣言していた⁴⁵⁾。セルビアはジェノサイド条約9条の解釈、とりわけ同条留保の有効性について宣言中で自らの見解を示していたが⁴⁶⁾、本件が削除されたことで訴訟参加手続も終了した。

IV 訴訟参加手続の利用が増加した要因

すでに述べたように、ここ数年で盛んに利用されるようになった訴訟参加手続であるが、同手続は従来あまり利用されておらず、またICJもこれまで訴訟参加を積極的に認めてこなかった。にもかかわらず、なぜ近年になって多数の訴訟参加申請・宣言が行われるようになったのか。これについて様々な要因が考えられるが、本稿では、(1) 従来国家による訴訟参加手続の利用を躊躇させてきた要因の消滅・変質、(2) ジェノサイドの疑いある行為を非難し、被害国を支援する政

41) Application instituting proceedings (5 March 2025), p.5.

42) Request for the indication of provisional measures (5 March 2025), pp.8-9.

43) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in Sudan (Sudan v. United Arab Emirates), Request for the indication of provisional measures, Order of 5 May 2025*, p. 9, paras. 31-32.

44) *Ibid.*, pp. 10-11, para. 37.

45) Declaration of intervention of Serbia (24 April 2025).

46) *Ibid.*, pp. 4-5. なお、セルビアも UAE 同様、ジェノサイド条約9条に留保を付している。

治的手段としての有用性の認識、(3) ジェノサイド条約締約国としての法的利益の追求（さらには責務の認識）の3点を指摘する。

1 訴訟参加手続がこれまで利用されなかった要因の消滅・変質

訴訟参加手続が利用されてこなかった原因として、第1に、ICJに付託される紛争の性質が挙げられる⁴⁷⁾。伝統的に、ICJに係属する事件は2の当事国間の紛争であり、第三国にとって裁判手続は「他人（間）の行為（*res inter alios acta*）」であること、すなわち裁判の二辺主義（bilateralism）が前提とされている⁴⁸⁾。そこに第三国が介入（intervention）することは、当該紛争の平和的解決を複雑にするおそれがあると考えられていた⁴⁹⁾。しかし、国家間関係の複雑化が進むにつれて、紛争も3以上の国家の権利義務が関係する多辺的なものへと変化していった⁵⁰⁾。とりわけ対世的権利にかかる紛争については、訴訟当事国間の判決に基づく権利主張と第三国権利主張との非両立的に対峙して、後者の権利の実現が阻まれるおそれがあることから、すべての関係国間での矛盾ない紛争処理が要請される⁵¹⁾。そこで訴訟参加は、他国の訴訟事件に法的利害関係を有する国が自らの利益を擁護するために当該訴訟に関与することを可能にし、また裁判所へのアクセスを容易にすることで迅速かつ平和的な紛争解決を促す制度として期待されるようになったのである⁵²⁾。

-
- 47) Rüdiger Wolfrum, "Interventions in Proceedings Before International Courts and Tribunals: To What Extent May Interventions Serve the Pursuance of Community Interests?", in Nerina Boschiero, Tullio Scovazzi, Cesare Pitea, Chiara Ragni (eds.), *International Courts and the Development of International Law* (T.M.C. ASSER PRESS, 2013), p. 219, pp. 219–220.
- 48) Malcolm N. Shaw (ed.), *Rosenne's Law and practice of the international court: 1920–2015*, Vol. 3, 5th Edition (Brill Nijhoff, 2016), p. 1489.
- 49) Wolfrum, *supra* note 47, p. 220.
- 50) Lori Fisler Damrosch, "Multilateral Disputes," in Lori Fisler Damrosch (ed.), *The International Court of Justice at a Crossroads* (Transnational Publishers, 1987), p. 376, p. 376.
- 51) 大河内美香「国際司法裁判所における訴訟参加と紛争の相対的解決との交錯」『東京都立大学法学会雑誌』42卷1号（2001年）97頁、114–115頁。
- 52) C. M. Chinkin, "Third-Party Intervention Before the International Court of Justice," *American Journal of International Law*, Vol. 80, No. 3 (1986), p. 495, p. 501.

さらに、訴訟参加が試みられた紛争の性質が変化したことも指摘できよう。今世紀初頭までに訴訟参加が試みられた事例の多くは領域に関する紛争であり、そこでは62条参加手続が主に利用された。しかし、ICJは62条参加に対する厳格な姿勢を貫いており⁵³⁾、少なくとも当事者としての参加はこれまで認められていない⁵⁴⁾。こうした裁判所の消極的姿勢は、訴訟参加を検討する国家がその成功を見込めないために申請を断念する要因となる⁵⁵⁾。これに対して、最近の訴訟参加は条約体制の実施に関する紛争に対して行われており、参加形式は63条参加がほとんどである。63条参加は条約締約国の権利であり、62条参加に比べて訴訟参加できる見込みが高い。また、こうした紛争はしばしば客観訴訟の形式をとるが⁵⁶⁾、当事国以外の締約国も条約の実施に等しく利益を有しており、当該条約の統一的解釈はその実施を促すことから、ICJ訴訟に積極的に関与しようとする動機となるのである⁵⁷⁾。

第2に、63条参加について、ICJの判決あるいは解釈に拘束されることを嫌って国家が訴訟参加しないことが指摘されてきた⁵⁸⁾。国家は将来的な法的義務や不利な先例に自らを曝すことを憂い、直接的な利害関係のない限り訴訟参加を試みてこなかったのである⁵⁹⁾。規程59条がICJ判決の拘束力を両当事国に限定し

53) Alina Miron and Christine Chinkin, "Article 62," *ICJ Statute Commentary*, p. 1686, p. 1739, MN 143.

54) 酒井啓亘「国際裁判による領域紛争の解決：最近の国際司法裁判所の判例の動向」『国際問題』No. 624（2013年9月）5頁、9頁。

55) *ICJ Statute Commentary*, p. 1692, MN 12.

56) 玉田大「国際裁判における客観訴訟論」『国際法外交雑誌』116巻1号（2017年）1-28頁を参照。

57) 訴訟参加は付随手続のため本手続に従属することから、本手続が取下げ・終了されると参加手続も中断されるところ、条約体制の実施に関する争訟とりわけ客観訴訟においては、（形式上は非当事国である）参加国が当事国の訴訟継続を支援することで本手続を維持するよう働きかけることが可能な点も指摘できるだろう。

58) Paula Wojcikiewicz Almeida, "Enhancing ICJ Procedures in Order to Promote Global Public Goods: Overcoming the Prevailing Tension between Bilateralism and Community Interests," in Massimo Iovane, Fulvio M. Palombino, Daniele Amoroso, and Giovanni Zarra (eds.), *The Protection of General Interests in Contemporary International Law: A Theoretical and Empirical Inquiry* (Oxford University Press, 2021), p. 241, p. 250.

59) See, Din Mashkovich, "Bystanders No More: The Expanding Role of Third-Party States in Preventing Genocide," (May 14, 2025). Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=5132814>, p. 17.

ており、形式的には不参加国に拘束力を及ぼさない以上、付隨する不利益を考慮して訴訟参加しないという選択は国家の訴訟戦略上の合理的な選択である⁶⁰⁾。しかし、不参加国も ICJ の判決あるいは解釈の「事實上の」影響力から逃れることはできない。小田が指摘するように、多数国間条約について「裁判所が以前の事件において与えた解釈が支配的なものとなる傾向があることはほとんど疑いがな」く、「多数国条約に対する裁判所の解釈の実際的な効果に関するかぎり、事件に参加した国と参加しなかった国とのあいだに大差はない」⁶¹⁾。そうであるならば、63 条参加により拘束されることを過大に懸念する必要はない。実際に近年の 63 条参加では、ICJ の解釈に拘束されることを参加国自身が受け入れると宣言している。

第 3 に、訴訟参加に関する規定が不明瞭であることが、国家が訴訟参加を躊躇う原因となっていたと考えられる。そもそも規程 62 条と 63 条（および関連規定）は、具体的な事例における裁判所の解釈を通じて発展することが期待されていた⁶²⁾。訴訟参加に関する ICJ の判断およびこれに対する学説の蓄積は、この問題を一定程度緩和してきたように思われる。

2 ジェノサイドの疑いある行為を非難する政治的手段としての有用性

今般の ICJ 訴訟への大規模な参加は、ジェノサイド行為を行ったと思われる一方当事国への非難を示し、他方当事国を支援するという政治的手段の 1 つであると考えられる。ウクライナ事件では欧米を中心とする 41 カ国と EU が共同声明で、ウクライナを支援する選択肢の 1 つとして、ICJ 爭訟手続に参加することを検討すると宣言した⁶³⁾。ロヒンギヤ事件でモルディブは、ICJ 訴訟より前からロヒンギヤのイスラム教徒に対する人権侵害を憂慮しており、「ロヒンギヤの人々

60) Zeno Crespi Reghizzi, "The objects and effects of non-party intervention before the International Court of Justice," *Leiden Journal of International Law*, Vol. 35 (2022), p. 163, p. 183.

61) 小田「前掲論文」(注 5) 29 頁。

62) George N Barrie, "Third-party State Intervention in Disputes Before the International Court of Justice: A Reassessment of Articles 62 and 63 of the ICJ Statute," *The Comparative and International Law Journal of Southern Africa*, Vol. 53, No. 1 (2020), p. 1, p. 5.

63) *Supra* note, 19.

を支持するために」訴訟参加する意図を宣言し⁶⁴⁾、またガザ事件の参加国は迅速で完全なパレスチナの人々の保護が訴訟参加の動機だと述べる⁶⁵⁾。ジェノサイドの疑いある行為の被害者あるいは被害国を支援する意図を通じて、訴訟参加は一方当事国の支援および他方当事国の非難と言う政治的メッセージを伝える手段となり、さらに多数の国家が参加することで「国際社会」とジェノサイドの疑いある行為を行った国家とが法廷で対峙するという構図を作り出す象徴的意味を生み出すことになる⁶⁶⁾。多数国家による訴訟参加は該訴訟に対する国際社会の関心の高さを示すことになり、そこでジェノサイドの疑いある行為への非難が繰り返されることで、事案の重大性を国際世論に訴えかけたり、非難された国家を外交的に孤立させることで圧力をかけたりする効果も期待できるのである⁶⁷⁾。さらに、国際の平和と安全に主要な責任を負う国連安全保障理事会（以下、安保理）が常任理事国の拒否権行使により機能不全に陥った場合、法的拘束力ある命令・判決を下すことができるICJの役割はより大きくなる⁶⁸⁾。Ⅲで見た事例においてもこのことは諸国家に広く認識されているようであり、直接の被害を受けていないジェノサイド条約締約国が訴訟参加などの集団的な司法的アクションを通じた協力・支援体制を構築し、ジェノサイドと思われる行為の非難や責任ある主体の国際責任の追及により国際社会における平和と安全並びに「法の支配」の確立に寄与しようとする「集団司法保障（Collective Judicial Security）⁶⁹⁾」の潮

64) モルティプ宣言（パラ6）。

65) コロンビア宣言（パラ22）、リビア宣言（3頁）。

66) 中島啓「ロシアの軍事侵攻に抗するウクライナの国際訴訟戦略」『国際法研究』11号（2023年）107頁、128頁。

67) See, Mashkovich, *supra* note 59, p.22. 酒井啓亘「進行中の武力紛争と国際司法裁判所：ロシア・ウクライナ紛争にみる国際司法裁判の役割と限界」『国際問題』No.710（2022年12月）34頁、40頁。

68) See, Chisa Ishizuka, "Impact of the Ukraine Conflict on Inter-State Dispute Settlement Procedures: The Allegations of Genocide Case (*Ukraine v. Russia*)," Shuichi Furuya, Hitomi Takemura, Kuniko Ozaki (eds.), *Global Impact of the Ukraine Conflict* (Springer, 2023), p.115, pp.124-126.

69) 稲角によれば、集団司法保障とは「国際違法行為の疑いがある事態について国際裁判機関による司法判断が得られるように、被害国や利害関係国に限らず諸国が協力し支援する体制」を指す概念である。稲角光恵「国際司法裁判所及び国際刑事裁判所における非被害国による国際裁判手続の意義と課題」『金沢法学』67巻2号（2025年）1頁、11頁。

流が見られるのである。

3 ジェノサイド条約締約国としての法的利益の追求と（法的）責務の発生

参加国がジェノサイド条約締約国としての利益の追求を訴訟参加の根拠に掲げる点も重要である。締約国の利益として参加国が挙げるのは、（条約上の義務の対世的性質ゆえに）条約の正しい解釈・適用・実施に関する利益⁷⁰⁾、条約の悪用を回避して条約の根底にある価値を守る利益⁷¹⁾あるいは条約の一体性を確保する利益⁷²⁾、条約上の権利義務を支持するよう締約国の集団的なコミットメントを再確認する利益⁷³⁾などである。カンサード・トリンダーデ (Cançado Trindade) 裁判官は、条約が集団的利益を具現化し、その義務の遵守の集団的保障を備える場合に、条約締約国がその適切な解釈に貢献するよう尽力することは極めて重要であるというが⁷⁴⁾、まさにジェノサイド条約はこうした条約であり、訴訟参加を通じて ICJ による適切な条約解釈を促すことに締約国は利益をもつといえよう。なお、62 条参加に関して言えば、当事国間対世的義務違反による国家責任を追及する締約国の法的地位が、同条の要求する法的利益と評価できるかどうか議論があり⁷⁵⁾、ICJ の判断が待たれる（この論点についてはガザ事件パレスチナ申請・宣言中に言及がある⁷⁶⁾）。

さらに、ジェノサイド条約に関する訴訟への参加を締約国の責務 (duty) の遂行と拡張して捉えることもできるかもしれない。ガザ事件でチリは、ジェノサ

70) ウクライナ事件におけるドイツ宣言（パラ 13）、イタリア宣言（パラ 14）、ロヒンギャ事件におけるスロベニア宣言（パラ 25）、アイルランド宣言（パラ 11）など。

71) ウクライナ事件におけるオーストラリア宣言（パラ 26）。

72) ウクライナ事件におけるリトアニア宣言（パラ 17）、ギリシャ宣言（パラ 16）、チェコ宣言（パラ 11）など。

73) ウクライナ事件におけるイギリス宣言（パラ 11）、デンマーク宣言（パラ 3）、フィンランド宣言（パラ 11）など。

74) *Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan), Declaration of Intervention of New Zealand, Order of 6 February 2013, I.C.J. Reports 2013, Separate opinion of Judge Cançado Trindade*, p. 34, para. 53.

75) Dai Tamada, "War in Ukraine and the International Court of Justice: Provisional Measures and the Third-Party Right to Intervene in Proceedings," *International Community Law Review*, Vol. 26 (2024), p. 39, pp. 55–56; Valle P. Guerra, *supra* note 8, p. 17.

76) ガザ事件のパレスチナ申請・宣言（パラ 25）。

イド条約締約国は高尚な条約目的の達成に関する共通利益を有するだけでなく、「ジェノサイド行為の防止・抑止のために必要なあらゆる措置を講じる法的・道徳的責務を有する」⁷⁷⁾と言う。ICJ訴訟がジェノサイド条約の実施に重要な役割を果たすのであれば（この点はVで詳述）、ICJ手続を支援するために訴訟参加することは、「必要なあらゆる措置」に含まれうると考えられよう。同事件ではボリビアも、「ジェノサイドの罪を非難し、またジェノサイド条約が定める義務の解釈を提示する責任」を参加の理由に挙げており⁷⁸⁾、訴訟参加を通じた条約の実施がジェノサイド締約国としての責務⁷⁹⁾を果たす方法の1つであるとの認識が生まれつつあるのかもしれない。

V 訴訟参加を通じたジェノサイド条約体制の発展可能性

ジェノサイド条約に関するICJ訴訟への第三国参加は、一方当事国を支援し他方当事国を非難する有用な政治的手段と認識されるようになった。今般の訴訟参加がこうした政治的動機に基づくことは間違いないが⁸⁰⁾、同時に、ICJへの訴訟参加がジェノサイド条約体制の発展に寄与しうることもまた重要である。本章では、(1) 参加国の条約解釈を通じたICJ解釈の展開、(2) ICJの既解力(*res interpretata*)および(3) ジェノサイド条約体制におけるICJの役割について確認し、(4) ICJにおける訴訟参加が客観訴訟の提起と共にジェノサイド条約体制の発展の両輪として機能すると主張する。

1 訴訟参加国による条約解釈を通じたICJにおける条約解釈の展開

訴訟参加国は自らの条約解釈を伝えることで、ICJによるジェノサイド条約の

77) チリ宣言（パラ72）。

78) ボリビア宣言（パラ27）。

79) この責務は協力義務を意味すると捉えることもできよう。奥脇直也「協力義務の遵守について——「協力の国際法」の新たな展開——」江藤淳一編『国際法学の諸相——到達点と展望』（信山社、2015年）5-46頁を参照。

80) Kyra Wigard, Ori Pomson, Juliette McIntyre, "Keeping score: an empirical analysis of the interventions in *Ukraine v Russia*," *Journal of International Dispute Settlement*, Vol. 14 (2023), p. 305, pp. 325-326.

解釈の展開を期待する。Ⅲで紹介した事件では、特に次の3点について解釈の展開が試みられた。

第1に、ジェノサイド条約9条に基づく訴えの形式に関して参加国から見解が示された。ウクライナ事件で原告ウクライナは、自らがジェノサイド行為を行なっていないという消極的確認を求めて訴えを提起した⁸¹⁾。これはロシアがICJへの付託合意に応じる見込みがない状況でICJの裁判管轄権を確立するために、当事国間でジェノサイド条約の解釈・適用・実施に関する紛争が生じていることを主張する必要があったためである。こうしたウクライナの主張は「いささかト リッキーな立論」⁸²⁾と評されており、原告が国際義務遵守の確認をICJに求めた例は存在するものの⁸³⁾、ICJはその先例的価値を認めていない⁸⁴⁾。本件で参加国は、ウクライナの主張を支持するように9条の解釈を提示した。参加国が一般に述べるところによれば、9条は義務違反不存在の宣言を求める請求の受理を妨げておらず、また同条中の「実施」や「紛争当事国のいずれかの請求により」といった文言は裁判所がこの種の宣言を行なうことを示している⁸⁵⁾。さらにキプロスは、ジェノサイド条約違反の主張が正当な理由によらないことをICJが宣言することで、締約国が汚名を雪ぐ機会を得られるのであり、9条はその可能性を提供するとまで主張した⁸⁶⁾。結局ICJは、ウクライナおよび参加国の9条解釈を支持し、裁判所が同条に基づきジェノサイド行為について有責でないことを宣言する可能性を認めた⁸⁷⁾。

同じくウクライナ事件では、第2に、締約国が条約を濫用しない義務を1条に読み込もうとする解釈が多くの参加国より示された。例えばデンマークは、ジェ

81) Application instituting proceedings, 27 February 2022, p. 16, para. 30.

82) 酒井「前掲論文」(注67) 37頁。

83) *Case concerning rights of nationals of the United States of America in Morocco, Judgment of August 27th, 1952: I.C.J. Reports 1952*, p. 176, p. 182; *Questions of Interpretation and Application of the 1971 Montreal Convention arising from the Aerial Incident at Lockerbie (Libyan Arab Jamahiriya v. United Kingdom), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 1998*, p. 9, p. 14.

84) Preliminary Objection, *supra* note 22, p. 45, para. 101.

85) *Ibid.*, p. 43, para. 92.

86) キプロス宣言(パラ23)。

87) Preliminary Objection, *supra* note 22, p. 44, para. 99.

ノサイドのリスクについて相当の注意を払うことなしにジェノサイドの防止や処罰のための行動を取ることは、法の濫用あるいは条約違反であると述べる⁸⁸⁾。アイルランドはさらに、締約国が防止義務に基づいて行動するには、国連の事実調査機関のような独立した機関からの証拠を収集する相当の注意義務を負うという⁸⁹⁾。ウクライナ事件ではロシアの先決的抗弁が部分的に認められたため、ロシアのジェノサイド条約1条違反については本案審理が行われず、この点について裁判所の解釈が得られないのは残念である。しかし本件では審理されずとも、原告および参加国の解釈は検討に値するであろう。最新のコメントリーではすでに、信義誠実（good faith）原則および権利濫用の一般的禁止に照らして、他国に対する武力行使あるいは同等の強行的な手段を正当化するためにジェノサイド条約を援用する場合、条約1条はジェノサイドの濫用的な主張を禁止していると（黙示的に）読み込むことができるとしている⁹⁰⁾。

第3に、ジェノサイドの意図の証明に関して、参加国はICJ先例における基準の柔軟な運用を求める見解を示した。ICJの先例によれば、ジェノサイドの意図が直接証拠から証明されることは稀であり、特別の意図（*dolus specialis*）は間接証拠とりわけ行動パターンからの推定により証明されうる⁹¹⁾。そしてそのためには、「当該行為から合理的に導くことのできる唯一の推定であることが必要かつ十分」⁹²⁾である。この唯一の合理的推定の基準に対しては、非常に厳格ではなく、とんびジェノサイドが認定できないとの批判もあった⁹³⁾。この点についてロヒ

88) デンマーク宣言（パラ37）。

89) アイルランド宣言（パラ22）。

90) Christian J. Tams, Lars Berster, Björn Schiffbauer, *The genocide convention: article-by-article commentary* (C.H. Beck, 2024), p.73, MN 82. [hereinafter *Genocide Convention Commentary*]

91) *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Croatia v. Serbia)*, Judgment, I.C.J. Reports 2015, p.3, p.67, para. 148.

92) *Ibid.*

93) Tara Zivkovic, "An Impossible Standard of Intent?: Croatia v. Serbia at the International Court of Justice," *The Yale Journal of International Law*, Vol. 40 (2015), p. 423, p. 426; *Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Croatia v. Serbia)*, Judgment, I.C.J. Reports 2015, Dissenting opinion of Judge Cançado Trindade, p. 202, pp. 306-307, para. 467.

ンギヤ事件の6カ国共同宣言国は、ジェノサイドの罪の重大性を認識しつつもジェノサイドの意図の推定の閾値を高くしてその認定をほぼ不可能にしないよう、バランスの取れたアプローチが採用されるべきだという⁹⁴⁾。共同宣言国はICJが述べた「合理性」概念に着目し、裁判所は特別の意図の推定に際して証拠を入念に検討し、合理的ではない推定を取り除かなければならぬと主張する⁹⁵⁾。換言すると、唯一の合理的推定テストは、証拠により合理的に裏付けされたそれぞれの説明の間でのみ適用されるのである⁹⁶⁾。またアイルランドは、唯一の合理性テストの適用により明らかになるのは保護される集団（の一部）を破壊する意図が行動パターンから唯一完全に説明されるということであり、当該行為が集団の破壊を排他的に意図したものではなく、他の目的（軍事目的など）を達成する意図を伴う可能性があることを指摘する⁹⁷⁾。参加国がこうした解釈をICJが取り入れるかどうかは本案判決を待つほかないが、唯一の合理的推定基準が過度に厳格であるとの評価もあるなかで、先例を維持しつつもジェノサイドの認定を不可能にしないよう基準を柔軟に運用することで、ジェノサイド条約がより実効的になるよう発展することが期待されよう。

2 ICJの既解力

ところで、参加国が自らの解釈を提示し、ICJがそれを取り入れて条約を解釈したとしても、その影響力が特定の事件あるいは参加国と当事国のみに限られるのであれば、条約体制自体に対する意義は大きくない（規程59条）。しかし現実には、ICJがもつ既解力ゆえに、その条約解釈は特定の事件を超えて影響力を持つとされる。既解力（*res interpretata*）とは、裁判所の解釈が個別事件を超えて国家や裁判所の将来の法の解釈・適用に影響を及ぼす力であり⁹⁸⁾、訴訟当事国にのみ及ぶ既判力（決定上の権威）とは区別される⁹⁹⁾。既解力は欧州人権裁判所（ECtHR）¹⁰⁰⁾や米州人権裁判所（IACtHR）¹⁰¹⁾の判決の事実上の締約国間対世

94) 共同宣言（パラ51）。

95) 同上（パラ52）。

96) 同上。同様の解釈はガザ事件のスペイン宣言（パラ25）でもみられる。

97) アイルランド宣言（パラ38）。同様の見解はベルギー宣言（パラ25）でも見られる。

的な効果を説明する概念として用いられてきた。歐州人権条約体制においては、条約規定（1、19、32条）や信義誠実原則（条約法条約26条）が既解力の実定法上の根拠とされており¹⁰²⁾、その効果として条約締約国には、他の締約国に対する ECtHR 判決の解釈上の権威を考慮する（take into account）義務が生じる¹⁰³⁾。ECtHR の判決を受けて締約国は、訴訟当事国であるかどうか関係なしに、ECtHR の人権保護基準を用いて自国の立法や行政上の実践を検証あるいは国内裁判過程で ECtHR 判例を援用し（既解力の受動的効果）、また ECtHR が示した新たな基準に関する知識を積極的に獲得して自国の立法・実践・先例を適切に変更する（既解力の積極的効果）¹⁰⁴⁾。ECtHR の既解力を認めて「考慮する」義務を課すことで、締約国の将来の条約違反を防止し、ECtHR の判例と締約国

98) Samantha Besson, "Legal Philosophical Issues of International Adjudication: Getting over the Amour Impossible between International Law and Adjudication," in Cesare PR Romano, Karen J Alter, Yuval Shany (eds.), *The Oxford Handbook of International Adjudication* (Oxford University Press, 2014), p. 413, pp. 420-422; *ICJ Statute Commentary* *supra* note 9, p. 1743.

99) Besson, *ibid.* ICJ の既解力が裁判所自らに適用されれば先例となる。

100) Oddný Mjöll Arnardóttir, "Res Interpretata, Erga Omnes Effect and the Role of the Margin of Appreciation in Giving Domestic Effect to the Judgments of the European Court of Human Rights," *European Journal of International Law*, Vol. 28, No. 3 (2017), pp. 819-843; Adam Bodnar, "Res Interpretata: Legal Effect of the European Court of Human Rights' Judgements for other States Than Those Which Were Party to the Proceedings," in Yves Haeck and Eva Brems (eds.), *Human Rights and Civil Liberties in the 21st Century* (Springer, 2014), pp. 223-262.

101) Pietro Sferrazza Taibi & Francisco Félix Bustos, "Justice without Time Limits—The Impact of International Law on Chilean Case Law on Reparation in Relation to Crimes Committed during the Dictatorship," *Netherlands Yearbook of International Law*, Vol. 53 (2022), p. 95, p. 116. またアフリカ人権裁判所における既解力の可能性について、Obonye Jonas, "Res interpretata principle: Giving domestic effect to the judgments of the African Court on Human and Peoples' Rights," *African Human Rights Law Journal*, Vol. 20 (2020), pp. 736-755 を参照。

102) Bodnar, *supra* note 100, pp. 226-227; Arnardóttir, *supra* note 100, pp. 824-825.

103) Arnardóttir, *ibid.*, p. 826. この義務は人権運営委員会（CDDH）でも繰り返し確認されている。See, High Level Conference on the Future of the European Court of Human Rights, Interlaken Declaration (19 February 2010), B. 4. c; High Level Conference on the Future of the European Court of Human Rights, Brighton Declaration (19 and 20 April 2012), 9. c. iv.

104) Bodnar, *supra* note 100, p. 256.

国内法とを統合しようとするのである¹⁰⁵⁾。米州人権条約においても、すべての締約国は IACtHR に従って条約を解釈・適用することにより、条約上の規範の遵守を確保して条約適合性統制 (conventionality control) を負うよう義務づけられているとされる¹⁰⁶⁾。

一般的に ICJ の条約解釈は、ECtHR や IACtHR のように訴外の締約国に何らかの義務を課すものではない。それでも ICJ の判決は覆し難い先例的価値を有しており¹⁰⁷⁾、同じ条約の解釈・適用に関して他の締約国が当事国となる別の争訟においても ICJ は同様の条約解釈を示す可能性が高いことから、その条約解釈はすべての締約国の法的利益に影響を与える¹⁰⁸⁾。そのため ICJ においても既解力が確立していると言われるが¹⁰⁹⁾、これは同時に裁判所による法解釈と立法の境界を曖昧にするという問題を惹起しうる¹¹⁰⁾。本稿ではこの問題に深く立ち入らないが、63 条参加手続は、一方で条約の解釈者間を架橋してその統一的解釈を進め、調和的発展を促し、他方で自らの解釈を提示する機会を提供するとの引き

105) CDDH (2015), R84 Addendum I, CDDH report on the longer-term future of the system of the European Convention on Human Rights, para. 37.

106) Sferrazza Taibi & Bustos, *supra* note 101. 条約適合性統制について次を参照。エドゥアルド・フェレル・マック=グレゴル（根岸陽太訳）「米州人権裁判所判例における条約適合性統制」『比較法学』51巻2号（2017年）285-313頁。

107) ICJ は決定的な理由がない限り、確立した判例から乖離しないという。Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (*Croatia v. Serbia*), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2008, p. 412, pp. 428-429, para. 53.

108) Ton Nu Thanh Binh, "Article 63 Intervention Before the International Court of Justice: New Developments and the Way Forward," *Opinio Juris*, July 26, 2024, at <http://opiniojuris.org/2024/07/26/article-63-intervention-before-the-international-court-of-justice-new-developments-and-the-way-forward/>; Juliette McIntyre, "The New Wave of Article 63 Interventions at the International Court of Justice," *EJIL Talk!*, August 16, 2022, at <https://www.ejiltalk.org/the-new-wave-of-article-63-interventions-at-the-international-court-of-justice/>; Kolb, *supra* note 13, p. 695.

109) *ICJ Statute Commentary*, *supra* note 9, p. 1743, MN 2. ICJ が判決や勧告の意見で既解力について直接言及したことはないが、裁判官意見中で言及された例がある。Application of the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (*Georgia v. Russian Federation*), Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2011, Dissenting opinion of Judge Cançado Trindade, p. 239, p. 289, para. 112 and p. 315, para. 193.

110) *ICJ Statute Commentary*, *ibid*.

換えに参加国をICJの解釈に拘束させることで、裁判所の解釈の有権性を参加国に受容せしめてICJ判決の調和的効果を高めることができる¹¹¹⁾。この意味で、ICJの既解力と63条参加手続は、相互補完的な関係にあるといえよう。

3 ジェノサイド条約体制におけるICJの役割

ジェノサイド条約は1948年に採択された歴史ある条約だが、それゆえに後に成立した人種差別撤廃条約や国際人権規約などの国連の主要な人権条約とは異なり固有の条約機関をもたない。ジェノサイド条約8条は締約国が国連の権限ある機関に対してジェノサイド行為等の防止または抑止のための措置をとるよう要求できると定める一方、9条は条約の解釈・適用・実施に関する紛争をICJに付託すると規定する。後者が司法手続の規定であるのに対して前者はより政治的な手続に関する規定であり¹¹²⁾、扱う主題が異なるために両規定に相互関係はないとされる¹¹³⁾。上述の通り、安保理は常任理事国の拒否権行使により機能不全に陥るリスクがあり、国連の他の機関では拘束力ある措置を取り得ない。これに対してICJは、国家の条約遵守を審理し、保護される集団を守るために緊急性の高い命令を発し、拘束力ある判決を下すことができる¹¹⁴⁾。すなわちICJは、ジェノサイド条約に関する紛争が生じている場面で、条約の実施を促進する役割を果たすことができる¹¹⁵⁾。さらにICJは、9条に基づく訴訟あるいは勧告的意見を通じてジェノサイド条約を解釈・明確化することにより締約国の条約解釈プロセスを導く、条約の法的発展の重要な担い手となる役割を果たしている¹¹⁶⁾。

111) *Ibid.*; Kolb, *supra* note 13, p. 695.

112) *Genocide Convention Commentary*, *supra* note 90, p. 294, MN 11.

113) *Ibid.*, pp. 305–306. このことはロヒンギヤ事件判決でICJも確認している。*Supra* note 30, pp. 510–511, para. 89.

114) Yonah Diamond, "The Invalidity of Art. IX Reservations to the Genocide Convention," *Opinio Juris*, March 12, 2025, at <https://opiniojuris.org/2025/03/12/the-invalidity-of-art-ix-reservations-to-the-genocide-convention/>

115) 注119–120および対応する本文を参照。他方で、ICJが仮保全措置命令を通じた条約の監視・実施機能を果たすことを否定する見解として、*Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in the Gaza Strip (South Africa v. Israel), Request for the Modification of the Order of 28 March 2024, Order of 24 May 2024, I.C.J. Reports 2024*, Declaration of Judge Nolte, p. 681, p. 684, para. 11.

IIIで見た訴訟参加事例でも、ジェノサイド条約を有権的に解釈してその実施を確保する ICJ の役割が広く認識されていることが確認できる。参加国は、自らがジェノサイド条約締約国として有する利益（条約の適切な解釈・適用・実施やその一体性の確保など）を保護する極めて重要な役割を ICJ が担っていると考え、それを支援するために参加すると宣言しており¹¹⁷⁾、今般の大規模な訴訟参加は国家がジェノサイド条約体制における ICJ に特有の役割を認めるようになった表れだと言えよう¹¹⁸⁾。また、ゴメス・ロブレド（Gómez Robledo）裁判官もスー丹事件において同様の認識を示した。彼によれば、ICJ はジェノサイド条約 9 条の下でジェノサイドに関する国家責任について判断して有権的で拘束力ある解釈を示す権能を与えられているのであり¹¹⁹⁾、また近年のジェノサイド関連訴訟は ICJ が条約の守護者であることを示しているという¹²⁰⁾。

4 近年の ICJ におけるジェノサイド条約の発展： 客観訴訟と訴訟参加の両輪モデル

ICJ による条約解釈の影響力やジェノサイド条約体制における重要性が広く認められるようになり、また締約国は III で挙げた事例で訴訟参加することにより裁判所の条約解釈の展開を促すよう働きかけている。こうした傾向が確認される一方で、訴訟参加はあくまで付随手続であり、ある締約国が ICJ に提訴して訴訟を開始する必要がある。この点に関して、ロヒンギヤ事件やガザ事件のような客観訴訟——直接にはジェノサイドの疑いある行為の被害を受けていない締約国による、他の締約国の条約違反の認定やその違反行為の是正を求める訴訟——は、ジェノサイド条約の集団的実施の手段として位置付けることができる。玉田が指摘するように、客観訴訟の形態では ICJ 争訟手続が「国際コントロール」¹²¹⁾を内包

116) *Genocide Convention Commentary*, *supra* note 90, pp. 20–21, MN 39, and p. 338.

117) ウクライナ事件のドイツ宣言（パラ 14）やオーストラリア宣言（パラ 26）、ルクセンブルク宣言（パラ 12）、ギリシャ宣言（パラ 16）、ガザ事件のチリ宣言（パラ 73）など。

118) Diamond, *supra* note 114.

119) Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide in Sudan (Sudan v. United Arab Emirates), Provisional Measures, Order, 5 May 2025, Dissenting Opinion of Judge Gómez Robledo, para. 8.

120) *Ibid.*, para. 10.

するのであり、ECtHRのような地域的人権裁判所における国家間申立手続とICJ争訟手続が同一化することになる¹²²⁾。こうした客観訴訟が繰り返されることで、ICJのジェノサイド条約の実施機関としての地位がより確固たるものになるであろう。

翻って、訴訟参加手続は、締約国が自らの条約解釈を「積極的に」提示し、ICJにおける条約解釈の統一化プロセスに関与する手段である¹²³⁾。固有の条約機関も締約国会議のようなフォーラムも持たないジェノサイド条約体制において、締約国が自身の条約解釈を他の条約解釈主体に示すことができる場面は多くないが、ICJ争訟への参加はこれを可能にする。締約国による参加宣言中の条約解釈はICJのウェブサイトで公開され、他の締約国も参加を通じてこれに反応（支持・反対）することが可能であり、個別事件を契機とした条約解釈に関する対話が始まることが期待できる。ICJは参加国の見解も踏まえて条約を解釈するが、その解釈は締約国の意見表明権を保障したものであるために、より規範的正統性の高い解釈となる¹²⁴⁾。

Ⅲで紹介した諸事例から、ICJにおける客観訴訟と訴訟参加は、固有の機関を持たないジェノサイド条約の発展の両輪となっているように見える。そこでは直接の被害国ではない締約国が積極的にICJ手続に関与し、ジェノサイド条約の遵守の確保や条約解釈の統一性ある展開を実現しようと試みている¹²⁵⁾。一方で客観訴訟という形態はICJ争訟手続の入り口を広げ、他方で訴訟参加はICJの条約解釈に規範的正統性を付与する。また、客観訴訟を通じてジェノサイド条約の実施をより確固たるものにすることが期待される一方で、訴訟参加国によるダイナ

121) 国際コントロールとは、「客観的義務・基準の名宛国による履行確保を目的とする、多辺的国際制度による監視・指導行為」と定義される。森田章夫『国際コントロールの理論と実行』（東京大学出版会、2000年）12頁。

122) 玉田「前掲論文」（注31）212-213頁。

123) 毛利「前掲論文」（注21）489頁。

124) Juliette McIntyre, "Procedural Values in the Intervention Procedure at the International Court of Justice," *Ukrainian Law Review*, Vol. 1 (2022), p. 1, p. 8.

125) ジェノサイド条約締約国もまた、条約上の義務を負うのみならず、他の締約国の義務履行を監視・促進する「二重機能」を果たすようになっていると評される。玉田「前掲論文」（注31）213頁。

ミックな法解釈を通じて ICJ によりジェノサイド条約が発展的に解釈されるかもしれない。ICJ における客觀訴訟と訴訟参加は、ジェノサイド条約体制が固有の条約機関を有さないために困難であった発展を実現する方法となりうるようと思われる所以である。

VI おわりに

ICJ への紛争付託を定めるジェノサイド条約 9 条は本稿執筆時点で 153 の締約国のうち 137 カ国が留保を付しておらず、また ICJ 付託に際して条約手続前置¹²⁶⁾もなされていないため、武力紛争時など当事国間の付託合意が困難な状況において、いかなる締約国も迅速かつ一方的な ICJ 提訴が可能となる。そのため、同条約に関する ICJ 爭訟手続は今後も利用されるであろう。そこでは訴訟当事国以外の条約締約国が政治的動機により、あるいは自国または締約国としての法的利益を追求して訴訟参加するかもしれない。締約国がジェノサイド条約上の規範の重要性を評価すればするほど、ICJ 爭訟手続に関与する意義は大きくなるであろう。

本稿は ICJ 訴訟参加手続（特に 63 条参加）が活発に利用されるようになった要因および同手続がジェノサイド条約体制の発展の車輪の 1 つとして機能しうることを論じてきた。しかし、今般の訴訟参加手続の大規模な訴訟参加は他にもさまざまな実務上あるいは理論上の論点を提起している。第 1 に、ICJ の枠組みにおいては、大規模な訴訟参加により ICJ 訴訟の劇場化¹²⁷⁾が進む反面、ジェノサイド条約 9 条に対する留保の有効性もまた再確認されている（ウクライナ事件におけるアメリカの参加不可やスーダン事件）。この点に関して、ICJ の勧告的意見制度であれば 9 条に留保を付す国やジェノサイド条約非締約国であっても（さ

126) 条約前置手続とは、「ICJ 利用の前に条約手続を利用するなどを要求する制度」である。今岡奏帆「人種差別撤廃条約第 22 条の解釈：条約機関と ICJ の機関間関係をめぐる一考察」『社会科学研究』73 卷 2 号（2022 年）53 頁、58 頁。

127) 玉田大「国際司法裁判所への期待の仕方——『イワサワ・コート』と ICJ 新時代の課題——」法學館憲法研究所オピニオン（2025 年 4 月 10 日）、https://www.jicljp/articles/opinion_20250409.html

らには未承認国家などの国家以外の主体であっても) ICJ手続に関与することが可能となり、(訴訟参加を伴う) 争訟事件よりも広範な見解にICJが接することができる。他方で争訟手続では、訴訟参加による一方当事国の支援を通じて仮保全措置命令や拘束力ある判決を得られるという利点があり、両手続の特性を活かした戦略的な利用が必要となるであろう¹²⁸⁾。第2に、より広く紛争処理の枠組みにおいて訴訟参加の意義を評価することができよう。63条参加国はICJ解釈に訴訟当事国と「等しく」拘束されるが、その統一的解釈に服することで参加国および当事国との間には条約に対する共通理解が醸成されると思われる。これにより、ICJ訴訟と並行あるいは判決後の交渉や他の紛争処理制度の円滑な進行に貢献することが期待される。第3に、ICJ訴訟参加が参加国の国際訴訟行動・戦略に与える影響を考えることができる。例えば、ICJ解釈に拘束されることを引き受けた参加国が、後の別のICJ訴訟や他の国際裁判機関で異なる条約解釈を示した場合、ダブル・スタンダードとの批判が寄せられることは免れないであろう。ウクライナ事件およびガザ事件に対する西欧諸国の姿勢は既にそうした批判を受けており、禁反言(estoppel)の問題が生じるおそれもある¹²⁹⁾。さらに、ICJの条約解釈と他の国際裁判機関の解釈に齟齬・矛盾が生じた場合、参加国もこれに巻き込まれてしまい、国際法の断片化(fragmentation of international law)¹³⁰⁾がより深刻化することが懸念される。

ICJにおける活発な訴訟参加利用の傾向はまだ始まったばかりであり、今後のICJの判断を通じたさらなる検討が待たれるところである。

【謝辞】 本稿は2025年度世界法若手研究会で行ったポスターセッション報告の

128) 今岡奏帆「パレスチナ問題と国際司法裁判所：争訟事件と勧告的意見の手続的差異に着目して」国際法学会エキスパート・コメントNo.2025-3(2025年4月11日)を参照。

129) もっとも、訴訟参加国による解釈の変更が裁判規範たる「狭義の禁反言」の構成要素を充足するか「広義の禁反言」にとどまるのか、別途検討を要する。櫻井大三「国際法における禁反言の概念」『国際法外交雑誌』116巻3号(2017年)1-33頁を参照。

130) See, Report of the Study Group of the International Law Commission, finalized by Mr. Martti Koskenniemi, *Fragmentation of international law: difficulties arising from the diversification and expansion of international law*, Yearbook of the International Law Commission, 2006, Vol. II (Part One), A/CN.4/L.682.

内容を大幅に加筆・修正したものである。報告の機会と貴重なコメントに心よりお礼を申し上げる。